

災害援護資金等貸付金利子補給補助金事業を実施します

東日本大震災による被災者の経済的負担の軽減を図るため、岩手県と市で以下のとおり事業を実施します。

～申請のタイミングは、償還が開始してからになります～

制度の概要

大船渡市内で居住する住宅が被災し、災害援護資金または生活復興支援資金の貸付を受けた世帯に対し、償還した金額のうちの利子相当額（延滞による利子を除く）を補助金として交付（還付）します。

手続きの流れ

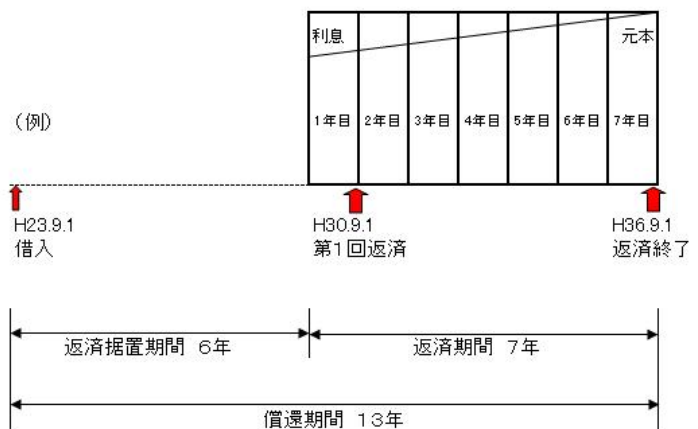
モデルケース（援護資金3,500,000円、平成23年9月1日貸付、連帯保証人なし）の場合

【償還予定表】

返済年数	償還額	元本	利息	残額
1年目	530,448	477,948	52,500	3,022,052
2年目	530,446	485,116	45,330	2,536,936
3年目	530,446	492,392	38,054	2,044,544
4年目	530,446	499,778	30,668	1,544,766
5年目	530,446	507,275	23,171	1,037,491
6年目	530,446	514,884	15,562	522,607
7年目	530,446	522,607	7,839	0
計	3,753,124	3,500,000	213,124	-

利子分を市で還付します

【償還のイメージ】



- ①第1回償還金(530,448円)返済(借受者) H30.9.1
 - ②入金確認後、利子補給補助金の申請書類送付(市) H30.9月上旬
 - ③利子補給補助金の申請書提出(借受者) H30.10.1提出締切
 - ④書類審査後に、利子相当額(52,500円)を指定口座に振込(市)
- ※第2回償還金返済以降も上記①～④の流れを償還完了まで毎年度繰り返す。

申請期限・必要なもの

①災害援護資金貸付の利子補給

- ・必要書類 … 補助金交付申請書・補助金交付請求書(市で対象者に送付します)、通帳の写し
- ・申請期限 … 各年度の償還期限到来後1ヶ月以内

②生活復興支援資金貸付の利子補給

- ・必要書類 … 補助金交付申請書・補助金交付請求書(市で対象者に送付します)、元利償還金の償還を証する書類、貸付決定通知書の写し、通帳の写し
- ・申請期限 … 4月末日(各年度の4月～3月償還の利子相当額を翌年度の4月に受付します)

【問い合わせ先】

〒022-8501 大船渡市盛町字宇津野沢15番地

大船渡市生活福祉部地域福祉課生活支援係 Tel.0192-27-3111(内164、203)